

経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する 有識者会議

第一回事務局説明資料

令和元年6月26日（水）

金融庁

1. 国内におけるこれまでの検討状況

保険会社の健全性政策に関するこれまでの検討経緯

- 1996年の保険業法改正の際に、保険金等の支払能力の充実の状況の基準としてソルベンシー・マージン比率を導入。それ以降も、健全性政策に関する数々の検討を行ってきた。

年月日	健全性政策に関する主な動き
1996年4月	保険業法改正の際にソルベンシー・マージン比率を導入
1999年4月	ソルベンシー・マージン比率に基づく早期是正措置を導入
2007年4月	「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チーム」報告書の公表（現行規制の短期的見直しと、中期的な経済価値ベースのソルベンシー評価への移行を提言）
2008年9月	「欧州の先進的な保険リスク管理システムに関する研究会」報告書の公表
2009年6月	「保険会社向けの総合的な監督指針」改正（FSF*1（金融安定化フォーラム、当時）やG20の議論も踏まえ、統合リスク管理やストレステストに係る規定を追加）
2010年4月	ソルベンシー・マージン比率の短期的見直しを最終化（リスク計測の精緻化と信頼水準の引き上げ、マージン算入要件の厳格化等。施行は2012年3月末）
2010年6月	経済価値ベースのフィールドテスト（第1回）を実施
2014年2月	「保険会社向けの総合的な監督指針」等改正（IAIS*2（保険監督者国際機構）の議論も踏まえ、統合的リスク管理（ERM*3）及びリスクとソルベンシーの自己評価（ORSA*4）に係る規定を拡充）
2014年6月	経済価値ベースのフィールドテスト（第2回）を実施
2016年6月	経済価値ベースのフィールドテスト（第3回）を実施
2018年6月	経済価値ベースのフィールドテスト（第4回）を実施
2019年5月	「諸外国における保険会社の内部モデルの実態等に関する調査」を公表

*1 Financial Stability Forumの略

*2 International Association of Insurance Supervisorsの略

*3 Enterprise Risk Managementの略

*4 Own Risk and Solvency Assessmentの略

保険会社の健全性政策に関するこれまでの検討経緯（参考）

「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等について」（平成19年4月3日）（抄）

経済価値ベースのソルベンシー評価を実現するためには、責任準備金（負債）の評価の見直しとともに、リスクモデルの高度化、精緻化による先進的なアプローチ、適当な場合には内部モデルの容認も含めたリスク測定・評価手法の高度化が必要となる。

現在のロック・イン方式の負債評価と、リスク・ファクター方式によるリスク評価の手法を前提とすると、保険会社のリスク管理の高度化へのインセンティブは必ずしも働きやすいとは言えない。したがって、保険会社にとってリスク測定・管理を高度化するインセンティブが働くよう、速やかに経済価値ベースでのソルベンシー評価の実現を目指すべきである。

「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～」（平成30年9月26日）（抄）

また、現行のソルベンシー規制では十分に捉えられていないリスクも包括的に考慮した健全性を把握する「動的な監督」に取り組むことが不可欠となっているため、保険会社のリスク管理の高度化を促しつつ、資産・負債を経済価値ベースで評価する考え方を検査・監督に取り入れていく。あわせて、経済価値ベースのソルベンシー規制について、現下の経済環境における様々な意図せざる影響にも配意しつつ、国際資本基準（ICS）に遅れないタイミングでの導入を念頭に、関係者と広範な議論を行っていく。

現行のソルベンシー・マージン比率規制の概要①－リスクの定義－

- リスクの計測手法は比較的簡素なファクター方式（リスク対象金額に係数を乗じる）に基づくものが大半。信頼水準はリスク毎に異なる（価格変動リスクや一般保険リスクは95%）。
- 相関を一部考慮した上で各リスク相当額を合算し、リスクの合計額（ソルベンシー・マージン比率の分母）が算出される。

$$\text{生保のリスクの合計額} = \sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$$

$$\text{損保のリスクの合計額} = \sqrt{(R_5 + R_8)^2 + (R_2 + R_3)^2} + R_4 + R_6$$

リスクの種類	リスク計測手法の例／概要
保険リスク（生保）（ R_1 ）	危険保険金額 × 0.6/1000（死亡リスク）等
一般保険リスク（損保）（ R_5 ）	正味既経過保険料又は正味発生保険金 × 保険種目毎のリスク係数
第三分野の保険リスク（ R_8 ）	危険準備金積立限度額 × 1（災害死亡リスク）等
予定利率リスク（ R_2 ）	運用資産の収益率が予定利率を下回り、逆ざやとなる金額の期待値
資産運用リスク（ R_3 ）	
価格変動リスク	資産の貸借対照表計上額 × 20%（国内株式）、1%（責任準備金対応債券）等
信用リスク	資産の貸借対照表計上額 × 資産クラス毎のリスク係数
子会社等リスク	資産の貸借対照表計上額 × 子会社・事業・資産毎のリスク係数
デリバティブ取引リスク	対象取引の残高 × 取引種類毎のリスク係数
信用スプレッドリスク	参照債務の想定元本額 × リスク対象資産の所在地毎のリスク係数
その他のリスク	出再部分の責任準備金・支払備金の額 × 1%（再保険リスク）等
最低保証リスク（ R_7 ）	資産価格下落後の責任準備金の額 - 最低保証に係る責任準備金の額
経営管理リスク（ R_4 ）	経営管理リスク以外のリスク相当額の合計額 × 2%又は3%
巨大災害リスク（ R_6 ）	地震・風水災に関し、所定のシナリオに基づき計算した正味支払保険金の額の大きい方

現行のソルベンシー・マージン比率規制の概要② – マージンの定義 –

- ソルベンシー・マージンは、保険会社が保険契約上の義務を履行するために積み立てる責任準備金を超えて保有する支払余力であり、会計上の純資産に留まらず、将来の損失に備えて積み立てられている資本性の準備金等も算入される。

会計上の区分	ソルベンシー・マージンに算入される項目
純資産の部に含まれる項目	<ul style="list-style-type: none"> • 純資産の部の合計額（剰余金の処分として支出する金額、評価・換算差額等、繰延資産を除く） • その他有価証券評価差額金（税効果控除前）の90%又は100%
負債の部に含まれる項目	<ul style="list-style-type: none"> • 価格変動準備金 • 危険準備金 • 保険料積立金等余剰部分 • 負債性資本調達手段等（劣後債、劣後ローン等） • 配当準備金中の未割当額
資産の部（控除項目）に含まれる額	<ul style="list-style-type: none"> • 一般貸倒引当金
オフバランス項目	<ul style="list-style-type: none"> • 土地の含み損益の85%又は100%
その他	<ul style="list-style-type: none"> • 税効果相当額

※ 保険料積立金等余剰部分と負債性資本調達手段等については、中核的支払余力による算入限度あり。また、他の保険会社の資本調達手段の意図的保有に当たる額は控除される。

- リスクの合計額とソルベンシー・マージン総額を比較することで、ソルベンシー・マージン比率が算出される。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{1/2 \times \text{リスクの合計額}}$$

現行のソルベンシー・マージン比率規制の概要③（早期是正措置）

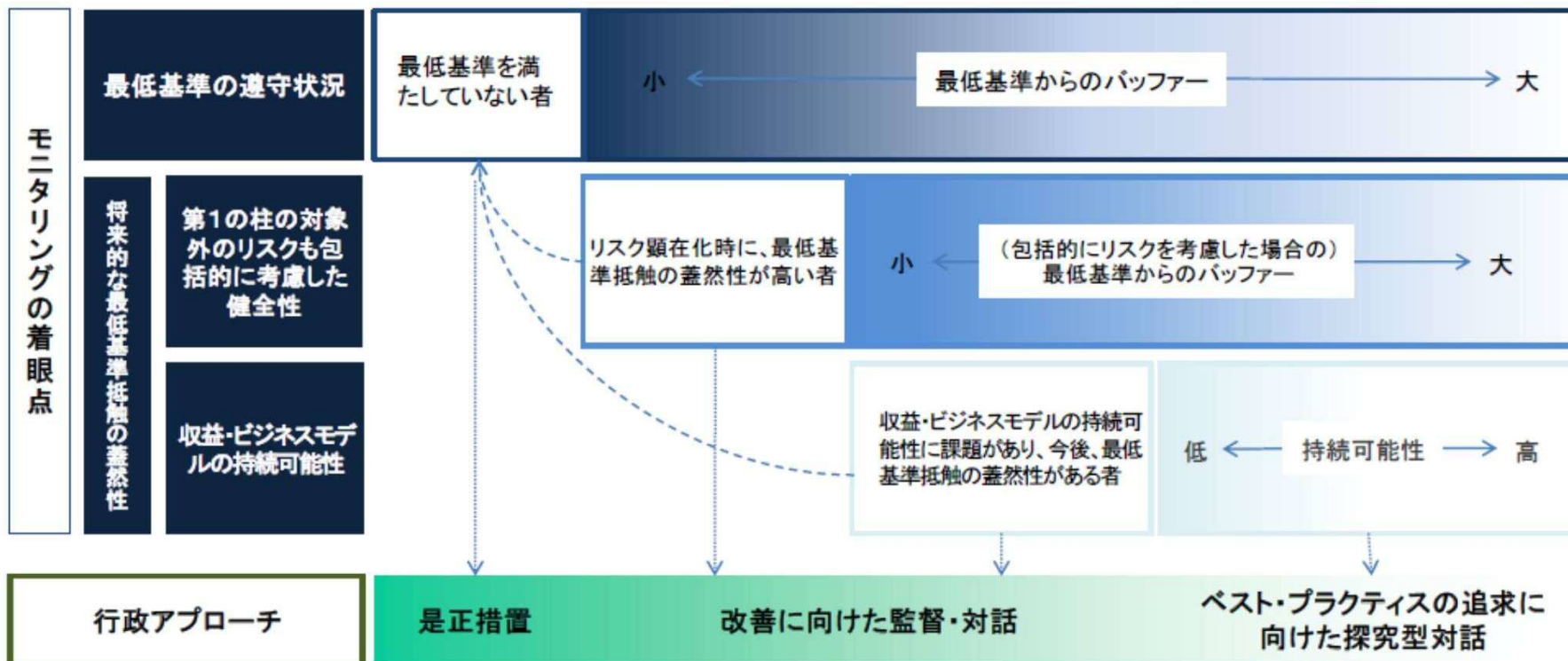
- 早期是正措置は、客観的な健全性指標であるソルベンシー・マージン比率の水準に応じた、保険会社に対して必要な是正措置命令等を段階的に適時・適切に発動することで、経営改善の取り組みを促す枠組み。具体的な命令の内容は、ソルベンシー・マージン比率の水準に応じ、以下のように定められている。

区分	ソルベンシー・マージン比率の水準	監督措置の内容
非対象区分	200%以上	
第一区分	100%以上200%未満	<u>経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令</u>
第二区分	0%以上100%未満	<u>次の各号に掲げる保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令</u> <ul style="list-style-type: none"> • 保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 • 配当の禁止又はその額の抑制 • 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配の禁止又はその額の抑制 • 役員賞与の禁止又はその額の抑制その他の事業費の抑制 • 一部の方法による資産の運用の禁止又はその額の抑制 • 事業の縮小、等
第三区分	0%未満	<u>期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令</u>

- また、以下のケースにおいては、ソルベンシー・マージン比率に加えて実質資産負債差額も加味される。
 - 第三区分に該当かつ実質資産負債差額が正 ⇒ 第二区分の命令も含まれる
 - 第二区分以上に該当かつ実質資産負債差額が負 ⇒ 第三区分の命令も含まれる

持続的な健全性を維持するための動的な監督の位置づけ

- 金融機関の経営環境が厳しさを増し、金融機関を巡るリスクの性質と所在の変化が加速する現在の状況においては、「実質・未来・全体」の視点からの「動的な監督」が重要
 - 金融機関側においても、最低基準の達成を健全性のメルクマールとするのではなく、日々変化する環境を踏まえ、自身のリスク特性に応じたリスク管理の向上を目指すことが重要
 - 保険の場合、現状の第1の柱で捉えきれないリスク（負債の金利リスク、海外の自然災害リスク等）が重要であるため、包括的にリスクを把握し「動的な監督」に取り組むことが不可欠
- なお、経済価値ベースのリスク管理によって、当該リスクを捉える実務が定着しつつある社も存在



経済価値ベースの評価・監督手法に係るフィールドテスト

- 「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チーム」での議論を踏まえ、2010年以降、経済価値ベース規制に関するフィールドテストを数次にわたり実施。

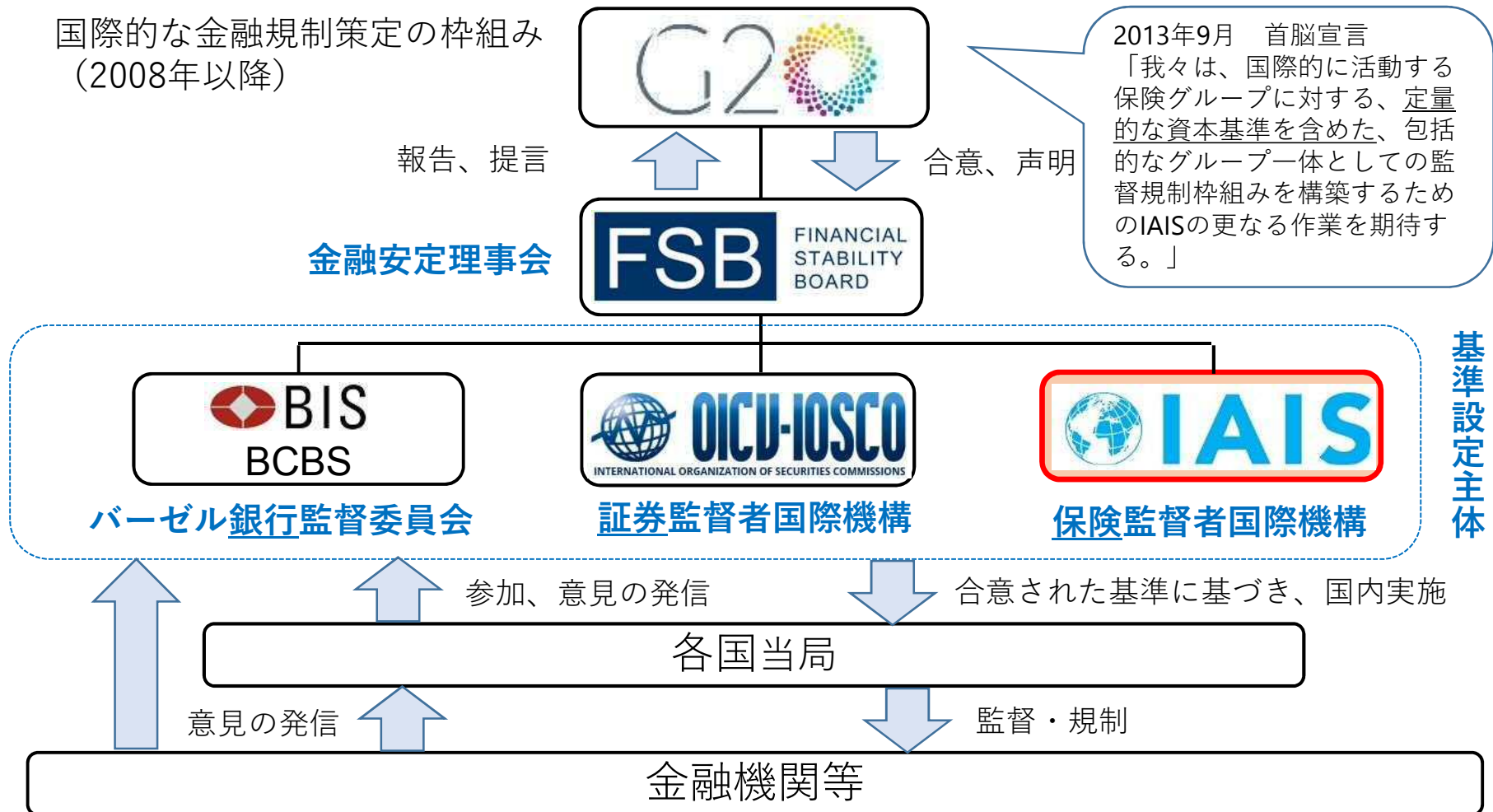
回	実施時期	手法の概要	結果の概要
第1回	2010年 6月～12月	<ul style="list-style-type: none"> IAISやEU等での（当時の）検討と基本的に整合的な計算手法、及び当局指定の前提条件を使用。 信頼水準は95%。 	<ul style="list-style-type: none"> 定量的な結果公表は行わなかった。 経済価値評価の意義や留意点、また計算負荷の大きさや内部モデルの利用に係る実務的な意見が多く提出された。
第2回	2014年6月 ～2015年1月	<ul style="list-style-type: none"> 保険引受リスクや市場リスクについて複数の手法での計算を行うなど、前回に比べより複雑な手法を採用。 信頼水準は99.5%。 	<ul style="list-style-type: none"> 信頼水準の引き上げを反映してリスク量は大幅に増加。 ESR^{*1}の水準は、計算手法に応じ生保合計で150%～190%程度、損保合計で190%～220%程度となった。 定性的な意見・課題として、準備期間や基盤整備、簡便な計算手法や内部モデルの使用、スケジュール等が主に挙げられた。
第3回	2016年 6月～12月	<ul style="list-style-type: none"> 2016年6月時点のICS^{*2} ver1.0仕様書に基づいて実施。 経済前提に対する感応度分析や標準モデルと内部モデルの差異分析を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ESRの水準は、2016年3月の経済前提では生保合計で104%、損保合計で194%。特に生保のESRにつき、経済前提（特に円金利）に対する感応度の大きさが確認された。 一時点のESRの大小に留まらないより多面的な財務状況の検証や、意図せざる影響にも配慮した制度設計の重要性等が認識された。
第4回	2018年 6月～12月	<ul style="list-style-type: none"> 2018年6月時点のICS ver2.0仕様書に基づいて実施。 経済前提に対する感応度分析や標準モデルと内部モデルの差異分析を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ESRの水準は、生保合計で141%、損保合計で189%。 各社の実態を踏まえたリスク計測の必要性や保険負債が適切に計算されていることを検証する態勢の重要性等が認識された。

*1 Economic Solvency Ratio（経済価値ベースのソルベンシー比率） *2 Insurance Capital Standard（国際資本基準）

2. 国際的な議論の状況

国際的な議論の状況① – 国際的な基準設定の枠組み –

- ICSは、各国の保険監督当局より構成されるIAIS（保険監督者国際機構）において、国際的に活動する保険グループ向けの資本基準として開発が進められてきた。



国際的な議論の状況② – ICSの位置づけ –

- IAISは、2010年以降、国際的に活動する保険グループ（IAIGs*1）を監督するための共通枠組み（ComFrame）を策定しており、2019年11月の年次総会での採択を目指して作業を行っている。
- ICSは、将来、ComFrameの一部（資本十分性評価）となり、2019年に最終化ののち、5年間のモニタリング期間を経て、2025年よりIAIGsを対象とした規制資本（PCR*2）として導入される予定。

ComFrameの構造と構成要素

モジュール1（適用範囲）	モジュール2（IAIGs）	モジュール3（監督者）
E 1：IAIGsの特定	E 1：法的構造・経営構造	E 1：グループワイド監督プロセス
E 2：IAIGsの特定プロセス	E 2：ガバナンス	E 2：監督カレッジ・協力
E 3：ComFrame監督の範囲	E 3：ERM	E 3：危機管理・破綻処理
E 4：グループワイド監督者の特定	E 4：ERM方針	
	E 5：資本十分性評価	

※ なお、現行のIAISによる保険基本原則（ICP*3。IAIGs以外も対象）においても、「資産・負債が経済価値で評価されていること」という要件が存在（ICP14.4）。また、2017年の国際通貨基金（IMF）による金融セクター評価プログラム（FSAP*4）報告書は、「（金融庁は）経済価値ベースのソルベンシー枠組みの導入に向けた取組みを更に進めるべき」と勧告している。

*1 Internationally Active Insurance Groupsの略

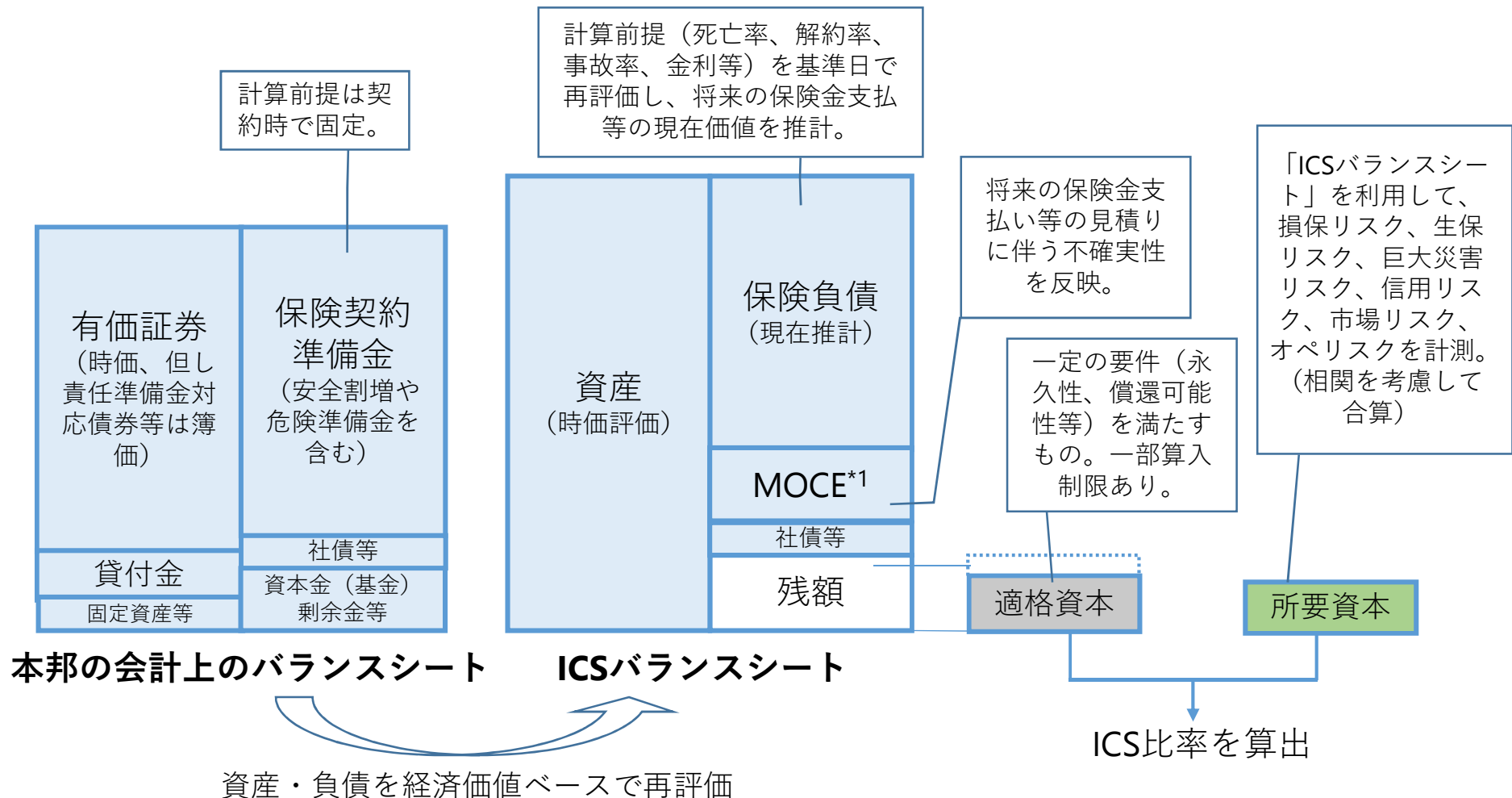
*3 Insurance Core Principlesの略

*2 Prescribed Capital Requirementの略

*4 Financial Stability Assessment Programの略

ICSの概要① – 全体像 –

- ICSは、①保険会社の資産、負債を経済価値ベースで評価した上で、②ストレス環境下で発生するリスク量（所要資本）を計測し、③それに対する資本（適格資本）の十分性を評価するための基準。

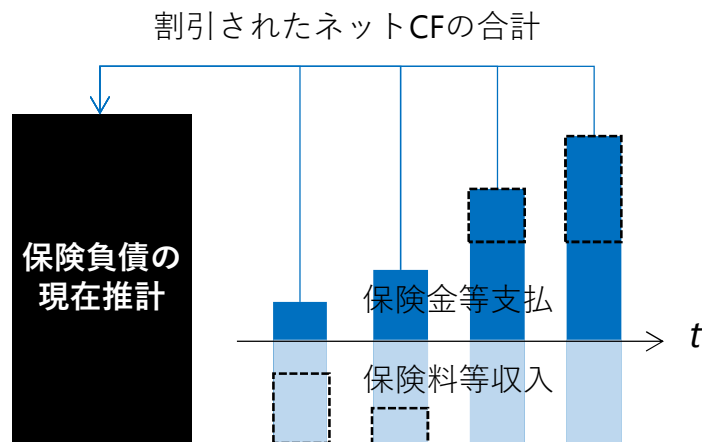


*1 Margin Over Current Estimateの略

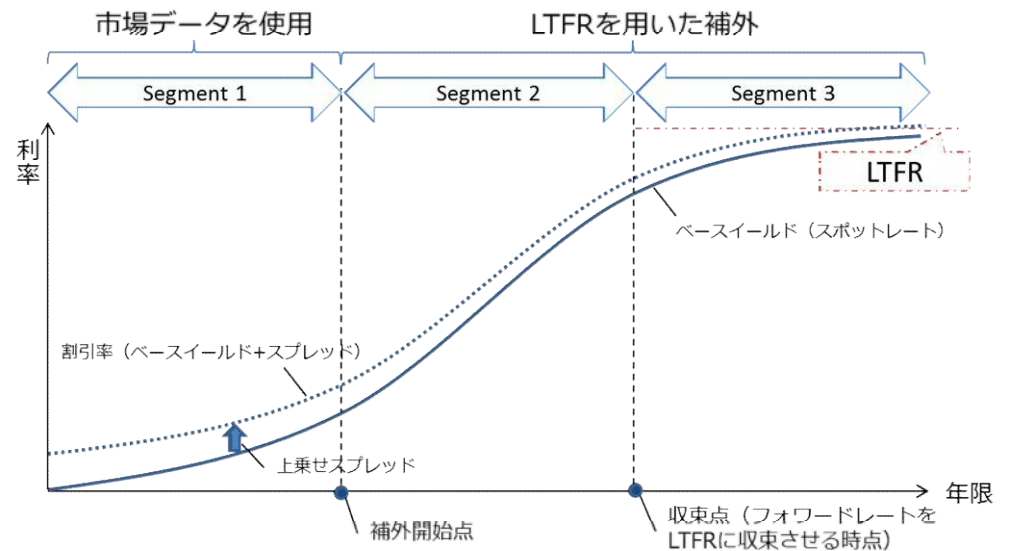
ICSの概要② – 保険負債の現在推計 –

- 保険負債の現在推計の算出に必要な割引率は、国債等の流動性が十分である最長の年限（補外開始点）までは市場データを使用し、それ以降は長期的にフォワードレートが「終局金利（LTFR: Long Term Forward Rate）」に収束すると仮定して描かれるイールドカーブを利用（ベースイールドカーブと上乘せスプレッドにより構成）。
- 上乘せスプレッドについては複数の計算手法が議論されてきたが、最新のICSフィールドテストにおいては3バケット・アプローチ（資産負債のキャッシュフロー・マッチングの程度に応じ、保険会社の資産運用実態をスプレッドに反映）を採用。

□ 将来期待キャッシュフローの割引現在価値



□ 割引率の形状



(注) 本資料におけるICSに係る説明は、断りが無い限り2019年ICSフィールドテストのMAV（Market Adjusted Valuation、市場調整評価）手法に基づくものであり、今後最終化されるICSの内容とは異なる可能性がある。

ICSの概要③ – MOCE –

- MOCEは、将来の保険金支払い等の見積りに伴う不確実性を反映するため、保険負債の現在推計を超えて保有されるべきマージンであるが、その規制上の性質や位置づけ、計測手法について様々な議論が存在する。2018年のICSフィールドテストにおいては以下の2つの手法を試行。

ICS 2018 FTにおけるMOCEの取扱い

MOCEの概念	MOCEの性質・位置づけ	計測手法	ICS比率計算における取扱い
資本コストMOCE (Cost of Capital MOCE)	経営危機に陥った保険会社が保険ポートフォリオを移転させる際、引き受け手が要求する資本コスト。	資本コスト法 ランオフを前提とした保険リスク等に係る所要資本に対する資本コストを計測。	MOCEを所要資本から控除しない。
プルーデンスMOCE (Prudence MOCE)	保守性の観点から保険負債の将来キャッシュフローの見積りに伴う不確実性を反映したリスクマージン。	分位法 (66.7%ile) 保険負債が66.7%ileまで変動した際の影響額として把握。損保契約の保険料リスクは、コンバインド・レシオが100%となった場合の影響額として把握。	MOCEを所要資本から控除する。

※ EUソルベンシーIIにおけるリスクマージンは資本コスト法の考え方に基づく。

- 2019年のICSフィールドテストにおいては、より簡便な手法である「パーセンタイルMOCE」（生命保険リスク及び損害保険リスクの一定割合をMOCEとして認識）を試行。

ICSの概要④ – 適格資本 –

- 適格資本は、その損失吸収能力、永続性、利息・配当支払いの強制性等に応じて3種類に区分。株式会社の場合の主な要件は以下の通り。

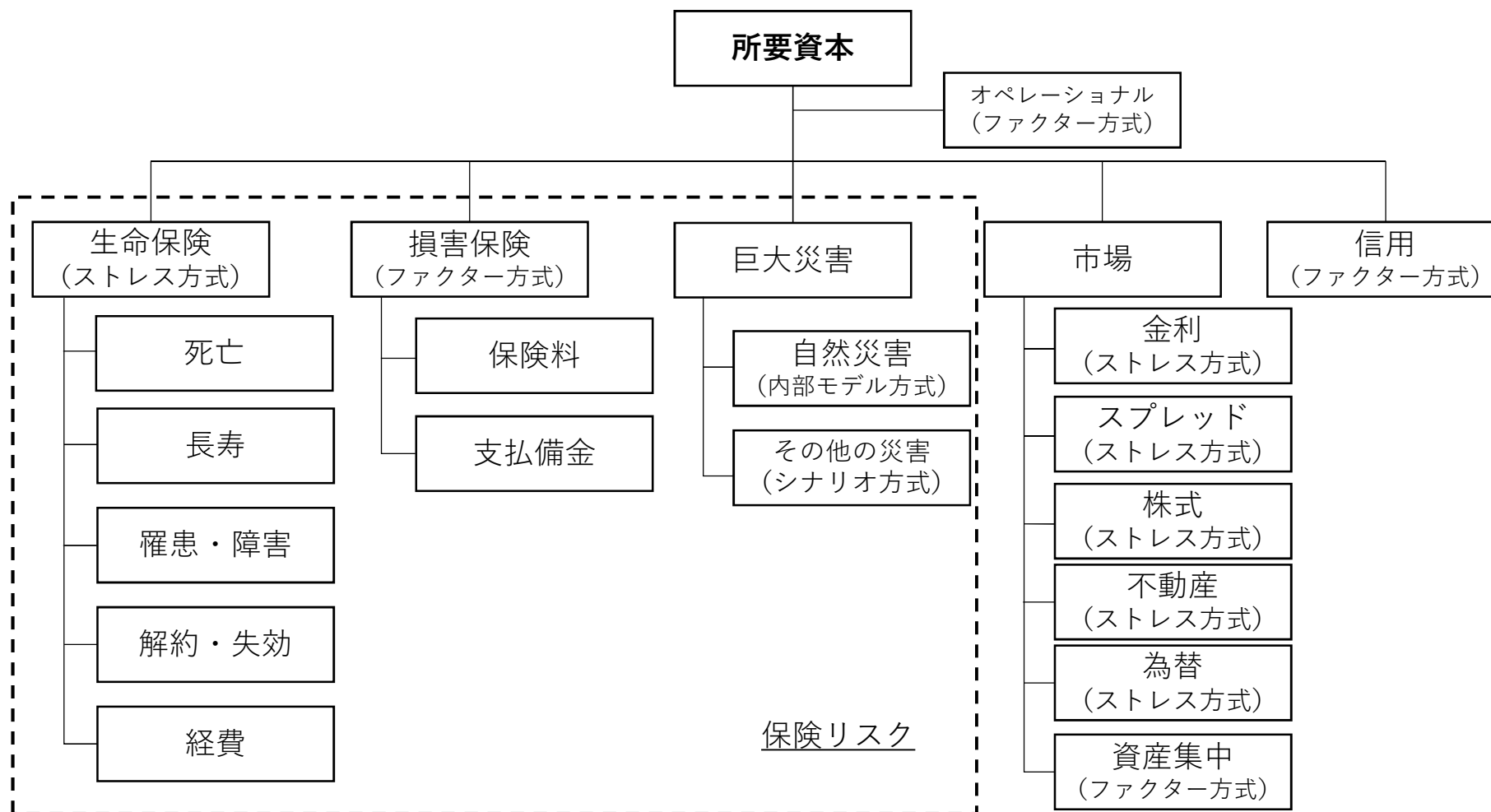
ICSにおける適格資本の分類

主な要件項目	Tier 1 Unlimited	Tier 1 Limited	Tier 2
対象とする損失	<ul style="list-style-type: none"> • Going ConcernとGone Concernの両方の損失 	<ul style="list-style-type: none"> • Going ConcernとGone Concernの両方の損失 	<ul style="list-style-type: none"> • Gone Concernの損失
劣後性要件	<ul style="list-style-type: none"> • 最劣後 	<ul style="list-style-type: none"> • 保険契約者と一般債権者に劣後 	<ul style="list-style-type: none"> • 保険契約者と一般債権者に劣後
満期及び買戻し／償還	<ul style="list-style-type: none"> • 永続性が求められる 	<ul style="list-style-type: none"> • 永続性が求められる • 発行後5年後以降の発行者の任意の償還のみ可能（監督者承認が必要） • 償還へのインセンティブ（ステップアップ金利等）がない 	<ul style="list-style-type: none"> • 永続性は求められない • 初回償還日は、発行後5年後以降である必要（監督者承認が必要）
利息・配当支払いの強制性	<ul style="list-style-type: none"> • 利息・配当支払の停止につき発行者が完全な裁量を持つ 	<ul style="list-style-type: none"> • 利息・配当支払の停止につき発行者が完全な裁量を持つ • 利払の非累積性を有する 	-
資本調達手段の例	<ul style="list-style-type: none"> • 普通株式、剰余金、準備金（危険準備金等）、その他包括利益等 	<ul style="list-style-type: none"> • 諸要件を満たす永久劣後債等 	<ul style="list-style-type: none"> • 諸要件を満たす期限付劣後債等
算入上限額	<ul style="list-style-type: none"> • 無 	<ul style="list-style-type: none"> • 所要資本の10% 	<ul style="list-style-type: none"> • 所要資本の50%

- ICSにおける適格資本の定義は株式会社を念頭に置いたものとなっている一方、相互会社においては株式の発行が不可能であることに配慮し、一定の要件を満たす基金等のTier 1 Limited への算入の許容、算入上限額の緩和、一定の払込未済資本のTier2への算入の許容といった措置が採られている。

ICSの概要⑤ – 所要資本の計測手法（標準的手法）の概要 –

- 各リスクカテゴリー毎の所要資本は、99.5%の信頼水準に基づいてカリブレートされた所定の方法に従って計算。それらを分散効果を反映した上で統合したものが全体の所要資本となる。



ICSの概要⑥ – 標準的手法の詳細 (1) –

【死亡リスク】

- 現在推計の計算に用いる死亡率の上昇による純資産の減少額を計測。

死亡リスクに係るストレス水準

地理的区分	ストレス水準
日本	10%
日本以外の法域	12.5%

【長寿リスク】

- 現在推計の計算に用いる死亡率の低下（17.5%）による純資産の減少額を計測。

【罹患・障害リスク】

- 現在推計の計算に用いる発生率の上昇または回復率の低下による純資産の減少額を計測。

罹患・障害リスクに係るストレス水準（日本）

商品区分	保障期間	
	短期	長期
医療費補償	20%	8%
健康事象発生時の一時金	25%	8%
短期定期的給付	20%	10%
長期定期的給付	発生率：25% 回復率：20%	発生率：20% 回復率：20%

罹患・障害リスクに係るストレス水準（日本以外）

商品区分	保障期間	
	短期	長期
医療費補償	20%	8%
健康事象発生時の一時金	25%	20%
短期定期的給付	20%	12%
長期定期的給付	発生率：25% 回復率：20%	発生率：20% 回復率：20%

ICSの概要⑦ – 標準的手法の詳細 (2) –

【解約リスク】

- 水準及びトレンドの要素は、同質な商品グループ毎に、解約率の上昇及び下降ストレスを与えた場合の純資産の減少額を計測。
- 大量解約の要素は、個人契約の同質な商品グループについては30%、法人契約の同質な商品グループについては50%の即時解約ストレスを与えた場合の純資産の減少額を計測。

水準及びトレンドに係るストレス水準

地理的区分	ストレス水準
日本	25%
日本以外の法域	40%

【経費リスク】

- 現在推計の計算に用いる経費前提について、全期間にわたる経費単価の上昇 (X%) と年間経費インフレ率の追加的上昇 (Y%) のストレスが同時に発生した場合の純資産の減少額を計測。

経費リスクに係るストレス水準

地理的区分	X%	Y%
EEA、スイス、米国、カナダ、日本	6%	1%
その他先進国	8%	1-10年：2% 11年目以降：1%
中国及びその他新興国	8%	1-10年：3% 11-20年：2% 21年目以降：1%

ICSの概要⑧ – 標準的手法の詳細 (3) –

【保険料リスク・支払備金リスク】

- 保険料リスクは、（期待）正味既経過保険料にリスク係数を乗じて計測。支払備金リスクは、既発生事故に係る正味現在推計にリスク係数を乗じて計測。

保険料リスク・支払備金リスクに係るリスク係数（日本）

商品区分	リスク係数		
	保険料 リスク	支払備金リスク	
		潜在的な賠償責任	
		含む	除く
火災	20%	35%	35%
船舶	40%	35%	35%
貨物	35%	40%	40%
運送	40%	35%	35%
傷害	10%	15%	15%
自動車	7.5%	10%	10%
航空	50%	45%	45%
保証・信用	35%	40%	40%
機械	35%	40%	40%
賠償責任（船客傷害賠償責任を除く）	17.5%	27%	25%
建設工事	35%	40%	40%
動産総合	17.5%	25%	25%
労働者災害補償責任	35%	22%	20%
費用・利益（介護費用を除く）	35%	45%	45%
介護費用	35%	45%	45%
その他	35%	40%	40%

ICSの概要⑨ – 標準的手法の詳細 (4) –

【巨大災害リスク】

- 巨大自然災害（風水災、地震等）：信頼水準99.5%に相当するイベントが発生した場合の年間損失額を計測。内部モデルに基づいた計測を許容。
- その他の巨大災害（テロ攻撃、パンデミック等）：所定のシナリオが発生した場合の損失額を計測。

【金利リスク】

- 所定のイールドカーブモデル（Dynamic Nelson-Siegel Model）に基づき、イールドカーブに関する平均回帰、上昇、下降、スティーピング、フラットニングの5種類のシナリオが発生した場合の純資産の変動額を計測し、それらを統合して全体の金利リスク量を計測。

【スプレッドリスク】

- 保有資産の格付区分に応じ、所定のスプレッド幅の上昇又は下降ストレスが発生した場合の純資産の変動を計測。

スプレッドリスクに係るストレス水準

格付区分	上昇 (bps)	下降 (bps)
1	+50	-50
2	+50	-50
3	+70	-70
4以下	+100	-100
相対限度	N/A	スプレッドの50%

【株式リスク】

- 資産種類毎に定める資産価格の下落シナリオと、満期年限別に定めたインプライド・ボラティリティの上昇による純資産の変動額を計測。

株式リスクに係る価格下落ストレス水準

資産種類	資産価格の下落幅
先進国上場株式	35%
新興国上場株式	48%
ハイブリッド商品	格付区分毎に設定
上記以外の資産	49%

ICSの概要⑩－標準的手法の詳細（5）－

【不動産リスク】

- 全ての不動産エクスポージャーの額が25%下落した場合の純資産の変動額を計測。

【為替リスク】

- 正味ロング（又はショート）・ポジションを有する通貨価値の減少（又は増加）が生じた場合の純資産の変動額を計測。

為替リスクに係るストレス水準
（日本円を基準通貨とした場合）

通貨種類	ストレス係数
AUD	50%
CAD	40%
EUR	35%
GBP	40%
NZD	50%
SGD	30%
USD	30%

【資産集中リスク】

- 各カウンターパーティに対するエクスポージャーのウェイトとリスク係数を用いて計測。

【信用リスク】

- エクスポージャー額にリスク係数（エクスポージャー種類、格付区分、残存期間等により決定）を乗じることで計測。

【オペリスク】

- エクスポージャー額（グロス収入保険料及びその前年度からの増加額、グロス現在推計の額）にリスク係数を乗じることで計測。

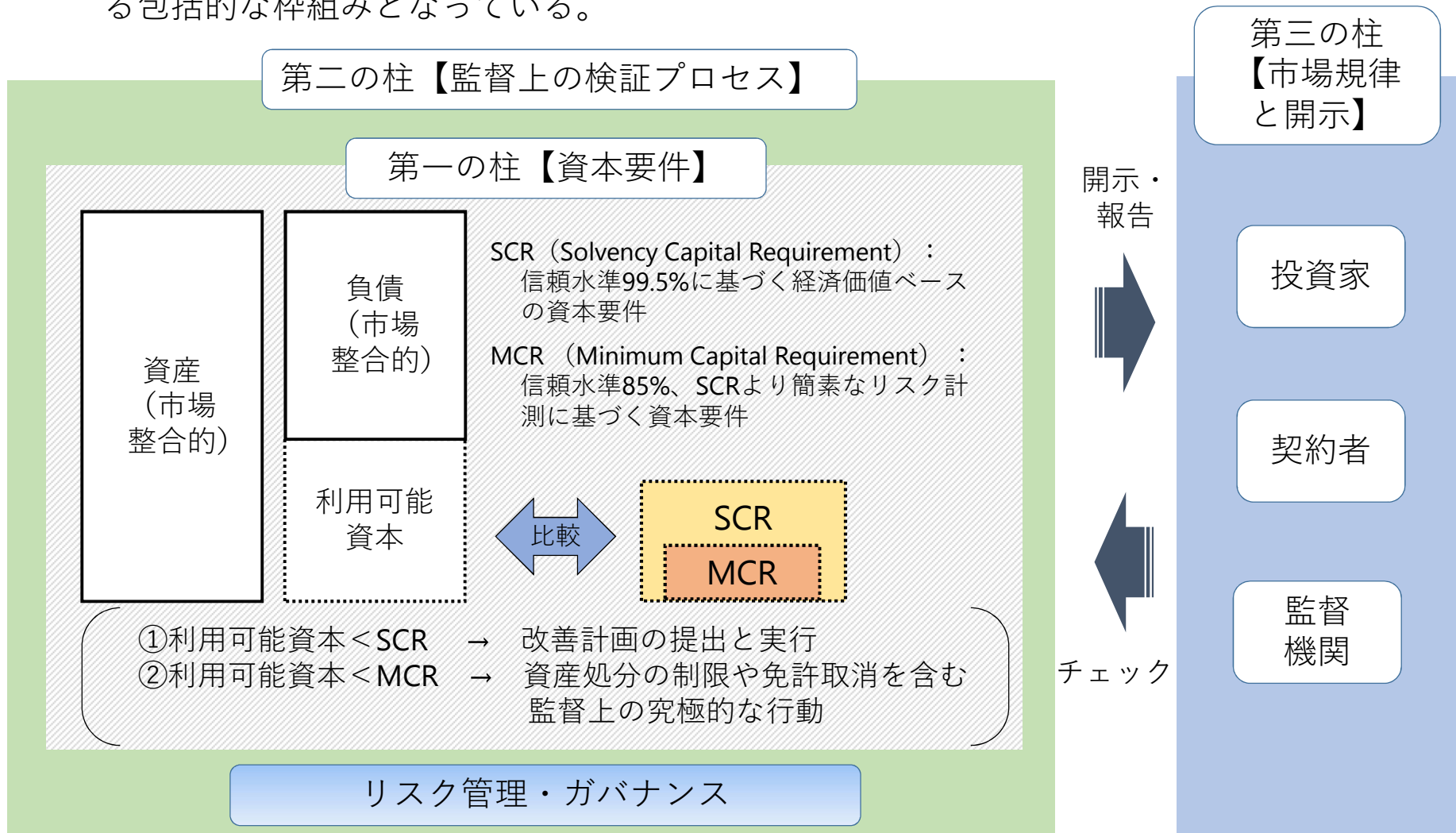
諸外国におけるソルベンシー規制の動向

- 欧州（EU）においては、経済価値ベースの資本規制であるソルベンシーIIの検討を2000年代より行い、小規模会社を除く保険会社全社に対し2016年より適用を開始している。
- 米国においても、新たな責任準備金評価の枠組みであるPBR（Principle Based Reserving、原則主義ベースの責任準備金）が導入されており、これを通じてソルベンシー規制（RBC（Risk Based Capital）規制）にも経済価値ベース評価を一部取り入れている。
 - 米国内からは、ICSのMAV手法やソルベンシーIIとは異なるアプローチを選好する意見も表明されている。

	監督会計（ソルベンシー規制）			財務会計	
名称	ICS	ソルベンシーII	RBC規制	IFRS	US GAAP
設定主体	IAIS	欧州議会 EIOPA	NAIC (全米保険監督官協会)	IASB (国際会計基準審議会)	FASB (米国財務会計基準審議会)
対象	<ul style="list-style-type: none"> 国際的に活動する保険会社グループ (IAIGs) 連結のみ 	<ul style="list-style-type: none"> EU保険会社（小規模会社を除く） 連結および単体 	<ul style="list-style-type: none"> 米国保険会社 単体のみ（連結は検討中） 	<ul style="list-style-type: none"> 上場会社 連結のみ 	<ul style="list-style-type: none"> 上場会社 連結および単体
適用時期	Ver.1.0：2017年6月 Ver.2.0：2019年末（その後5年間のモニタリング期間） 適用：2025年～（見込み）	適用：2016年1月～ 但し割引率等で16年間の経過措置あり	適用：2017年～	適用：2022年～（見込み）	適用：2020年12月～（見込み）

欧州ソルベンシーIIの概要①

- ソルベンシーIIは、定量的な経済価値ベースの資本要件（SCR・MCR）に基づく監督介入（第一の柱）に加え、監督上の検証（第二の柱）、市場規律と開示（第三の柱）からなる包括的な枠組みとなっている。



欧州ソルベンシーIIの概要②

- ソルベンシーIIにおいては、プロシクリカリティを制限しつつ新たな枠組みへの移行を円滑にする観点から各種の措置が導入されている（一部については類似の考え方がICSにも反映）。

措置の種類	措置の内容
経過措置 (一方のみ適用可)	(負債に係る経過措置) 最終的なソルベンシーIIの負債の水準に向けて、段階的(最長16年間)に負債の経済価値評価額を調整。
	(金利に係る経過措置) 最終的なソルベンシーIIのリスクフリー金利の水準に向けて、段階的(最長16年間)に負債の割引率を調整。
リスクフリー・レートの補外	超長期のリスクフリー・レートが市場から得られない場合、終局フォワードレート(UFR: Ultimate Forward Rate)を用いた補外を行う。
マッチング調整	資産と負債のマッチング、区分管理等の要件が満たされた場合に、リスクフリー・レートへの調整を加えることができる。
ボラティリティ調整	債券市場の急落等の市場の混乱が生じた場合に、プロシクリカルな投資行動を緩和するため、リスクフリー・レートへの調整を加えることができる。
株式リスクの対称調整メカニズム	プロシクリカリティを緩和するため、株式リスク係数に対し、株式市場が上昇した場合にはプラス、下落した場合にはマイナスの調整を加える。
デュレーションベースの株式リスクサブモジュール	一定の退職給付等を提供し、かつ負債の平均デュレーションが12年を超える等の要件を満たす保険会社について、一定の株式投資に関して軽減されたリスク係数を適用。
SCRに抵触した場合の回復期間の延長措置	例外的な環境下(金融市場の急落、低金利環境の継続、巨大災害により、市場シェアの大部分を占める社がSCRを下回る場合)において、保険負債のデュレーション等を勘案のうえ回復期間を7年間まで延長できる。

米国RBC規制及びPBRの概要

1. RBC規制の概要

- RBC規制は、現行の我が国のソルベンシー・マージン比率と類似した、監督会計に基づく、ファクター方式のリスク計測を中心とした資本規制。我が国の早期是正措置と同様、保険会社のRBC比率の水準に応じて、監督当局の介入措置が行われる。

2. 原則主義ベースの責任準備金（PBR）

- 米国における責任準備金は、従来は「ロックイン+事後検証（キャッシュフローテスト）」を前提とした細則主義ベースの評価であったが、保険商品の多様化・複雑化等に伴い、2017年より新契約に対して原則主義ベースの責任準備金（PBR）の適用が開始。これにより、責任準備金評価に一部経済価値ベースの考え方が導入されている。
- ただし、最終的な責任準備金の額は、①NPR（Net Premium Reserve、従来のロックイン評価、一部商品は計算方法を変更）、②DR（Deterministic Reserve、単一シナリオによる経済価値評価）、③SR（Stochastic Reserve、複数シナリオによる経済価値評価）の最大値となる。また、一定の要件を満たす契約や、小規模かつ健全性に懸念の無い会社によってはPBRの計算自体が除外される。このため、米国における責任準備金評価は、ロックインによる簿価的なアプローチと経済価値ベースのアプローチを併用した枠組みとなっている。

各国制度における資本規制と監督介入の関係

- IAISによる保険基本原則（ICP）には、資本基準に基づき監督介入を行う水準として、①PCR（資本水準に基づき監督介入を開始すべき水準）、②MCR（業務停止等の最も強力な監督行動をトリガーし得る水準）の2つの概念が存在。それぞれを各国の制度に当てはめると、概ね以下の通り。

区分	日本 (ソルベンシーマージン規制)	欧州 (ソルベンシーII)	米国 (RBC規制)
PCR	<u>資本 < PCR (SMR200%)</u> ● 改善計画の提出およびその実行の命令 ➤ 監督指針上は、原則1年以内に回復すべき旨を規定	<u>資本 < PCR (SCR)</u> ● 改善計画の要求および実行の命令 ➤ 原則6か月以内に回復 ➤ ただし、例外的な環境下(*1)においては、保険負債のデュレーション等を勘案した上で、 <u>最長7年間猶予可能</u> (*1) 予期せぬ金融市場の急落、長引く低金利環境、影響が甚大な巨大災害のいずれかが発生し、市場シェアの大部分を占める社で100%を下回る場合	<u>資本 < PCR (RBC比率200%)</u> ● 改善計画の提出
	<u>資本 < PCRの50%</u> ● 保険金等の支払能力の充実に資する措置の命令		<u>資本 < PCRの75%</u> ● 検査 ● 業務改善命令
MCR	<u>資本 < 0</u> ● 業務の全部又は一部の停止	<u>資本 < MCR(*2)</u> ● 資産の自由な処分の制限又は禁止 ● 免許取消 (*2) 保険負債等の一定割合として計算。ただしSCRの25%を下限、45%を上限	<u>資本 < PCRの50%</u> ● 必要に応じて管理下に置く
			<u>資本 < PCRの35%</u> ● 強制的に管理下に置き、会社再建又は清算手続き

国内規制における検討が必要な点の例

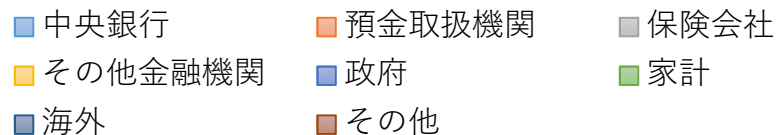
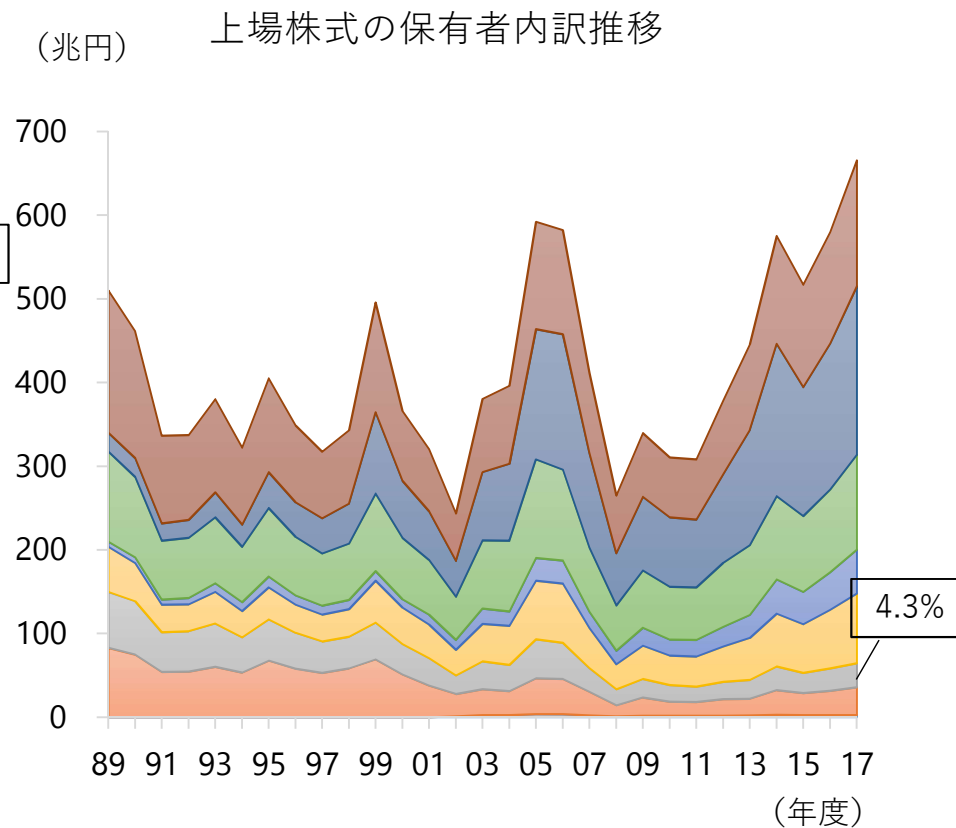
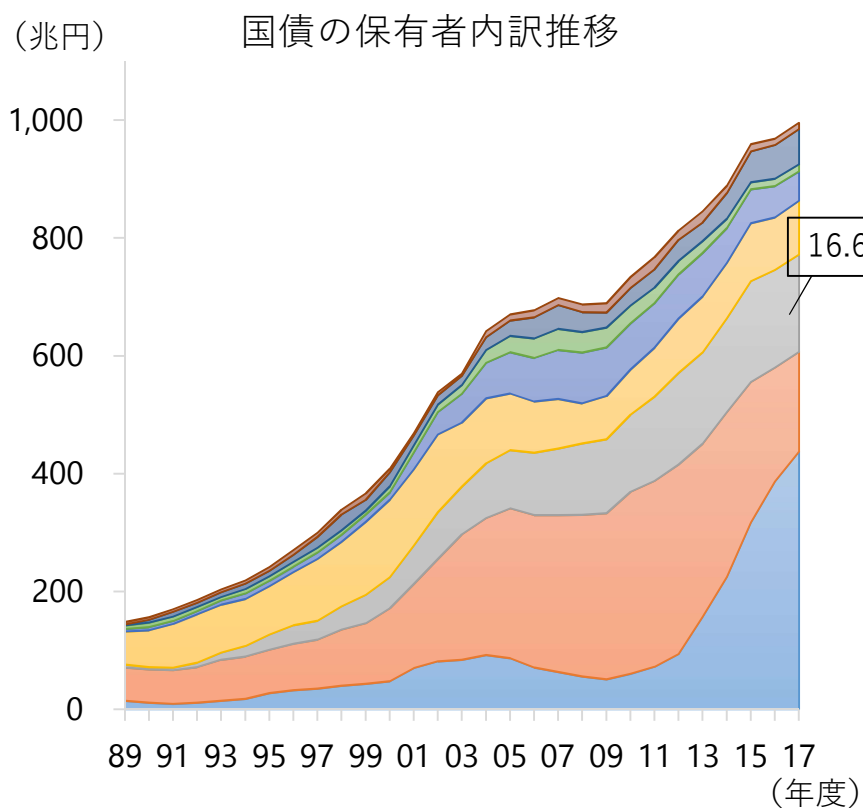
- ICSはIAIGsを対象とした国際的に比較可能な資本基準として設計されており、幾つかの論点については国内規制における独自の検討の余地があるか。

論点の例	ICSにおける取扱い	国内規制における検討の可能性
国内独自のリスク係数	<ul style="list-style-type: none"> ICSのリスク係数は、国際的に活動する大規模社を中心としたデータを主に用いてカリブレートされており、また国・地域毎の細分化が限られているリスクカテゴリーも存在。 	<ul style="list-style-type: none"> 中小社も含めた日本市場の特性を規制に反映させるため、国内独自のデータ収集に基づいてリスク係数の設定（カリブレーション及び種目の細分化）を検討する余地があるか。
ソルベンシーII 類似の各種措置の要否 (p.25参照)	<ul style="list-style-type: none"> 割引率に係る一部措置等はICSに類似の考え方が反映されているが、それら以外については明示的な議論はなされていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 各々の措置について、想定される効果とデメリットを勘案しつつ適否を検討する必要があるか。
基金の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 初回償還日が発行後10年後以降であり、償還時に監督者による承認等が必要な基金等について、Tier 1 Limitedに算入可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 基金は、我が国の制度上相互会社の中核的資本調達手段として位置づけられており、ソルベンシー・マージンへの算入にも制約はない。これを踏まえ、国内規制上における取扱いを検討する余地があるか。
MCR	<ul style="list-style-type: none"> ICSは（モニタリング期間を経た後）IAIGsに対してPCRとして適用予定の基準だが、MCRの取扱いについては明示的な議論はなされていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 早期是正措置の議論の中で、PCRとMCRの関係や想定される監督措置のあり方を踏まえた検討が必要か。

3. 保険会社の現状

資本市場における保険会社の位置づけ

- 国債の保険会社による保有割合は日本銀行、預金取扱機関に次ぐ第3位。株式市場においても一定の水準を維持しており、資本市場において安定的な機関投資家としての役割を果たしている。

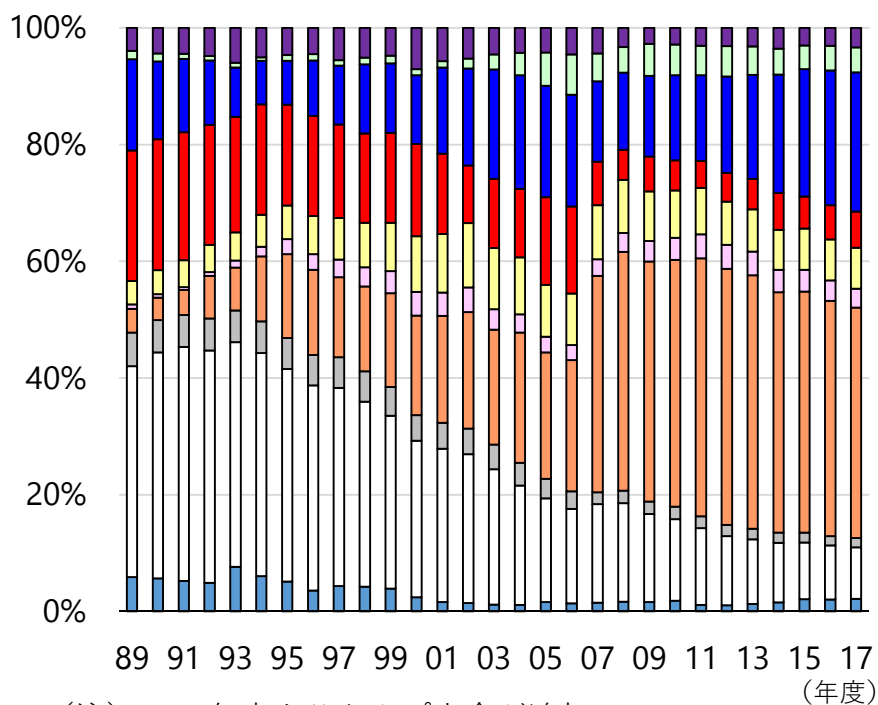


(資料) 日本銀行「資金循環統計」より金融庁作成

保険会社の資産運用の状況①

- 生命保険会社においては、貸付金及び株式を中心とした運用から、国債主体の運用へのシフトが続いてきた。近年は外国証券への投資も増加傾向。
- 損害保険会社においても類似の傾向がみられるが、従前より株式保有の割合は生保に比べ大きい。

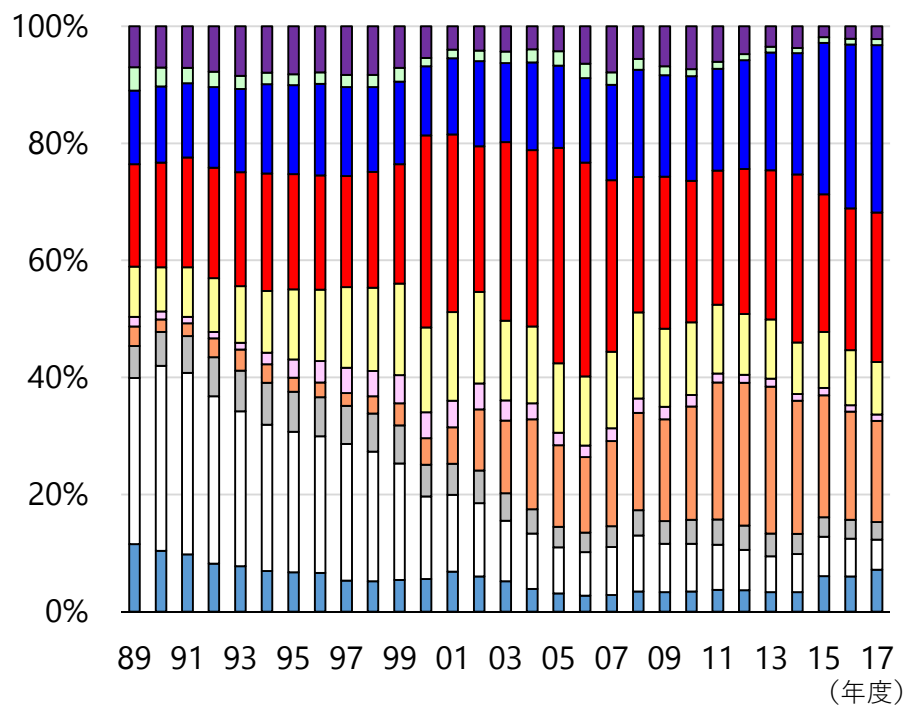
生命保険会社の運用資産内訳



(注) 2007年度よりかんぽ生命が追加

(資料) 保険研究所「インシュアランス」より金融庁作成

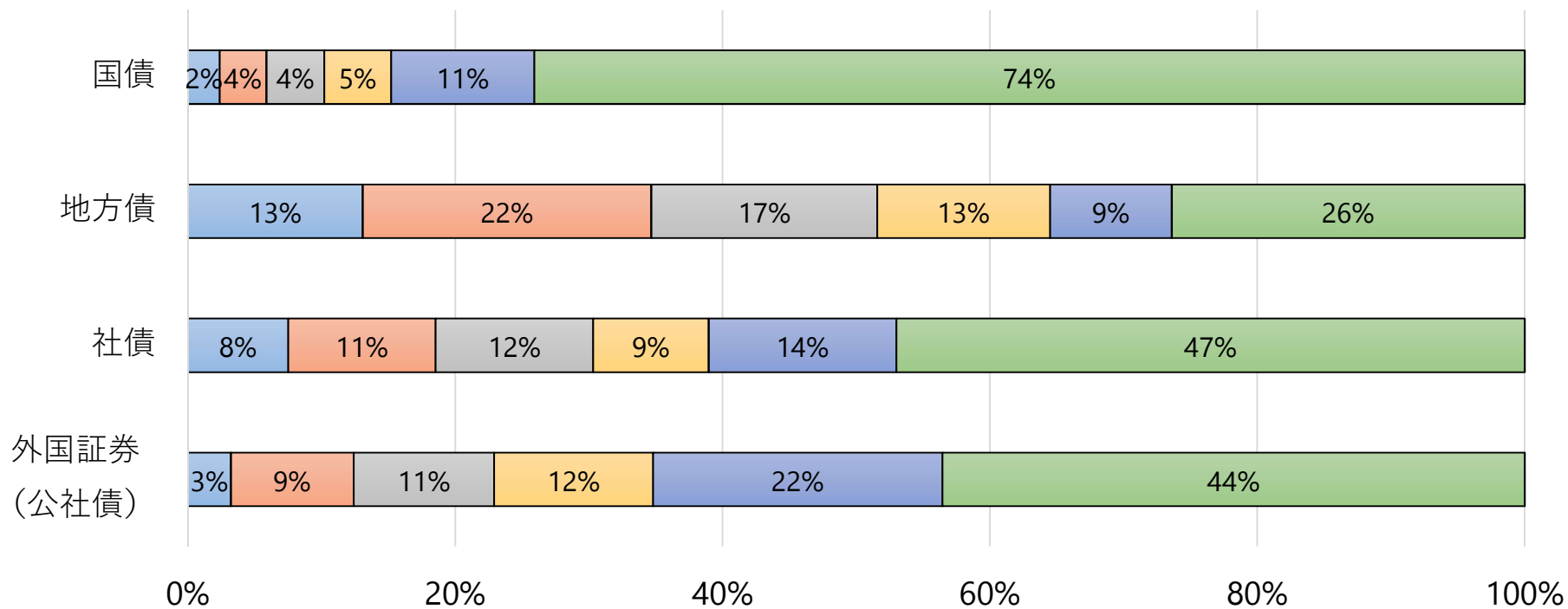
損害保険会社の運用資産内訳



保険会社の資産運用の状況②

- 直近では、生命保険会社の国債保有は残存期間10年超の長期のものが大半となっている。

生命保険会社における有価証券残存期間別残高（2018年3月末）



■ 1年以下 ■ 1年超3年以下 ■ 3年超5年以下 ■ 5年超7年以下 ■ 7年超10年以下 ■ 10年超

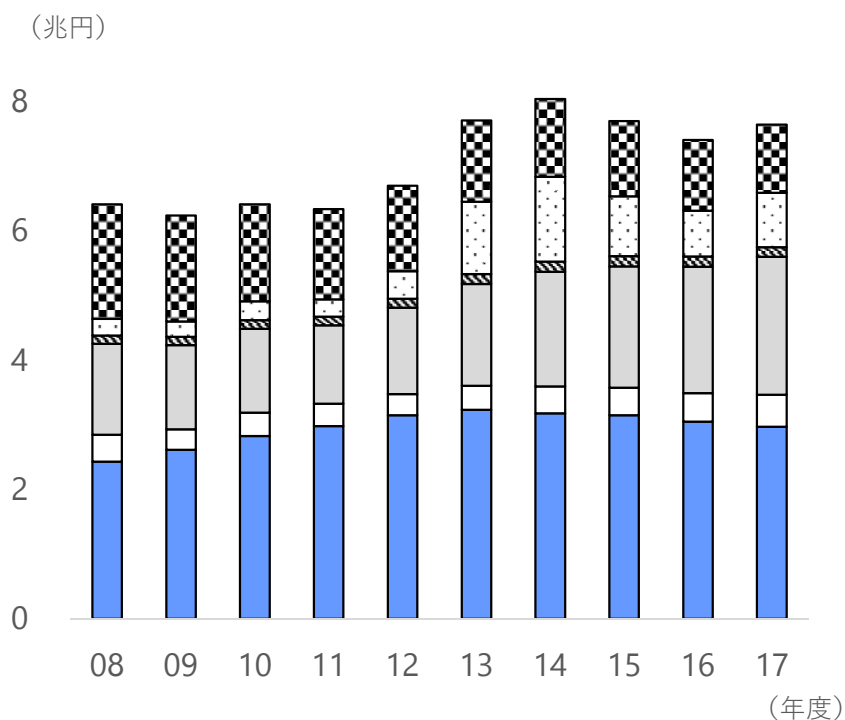
(期間の定めのないものを含む)

(資料) 生命保険会社のディスクロージャー誌より金融庁作成

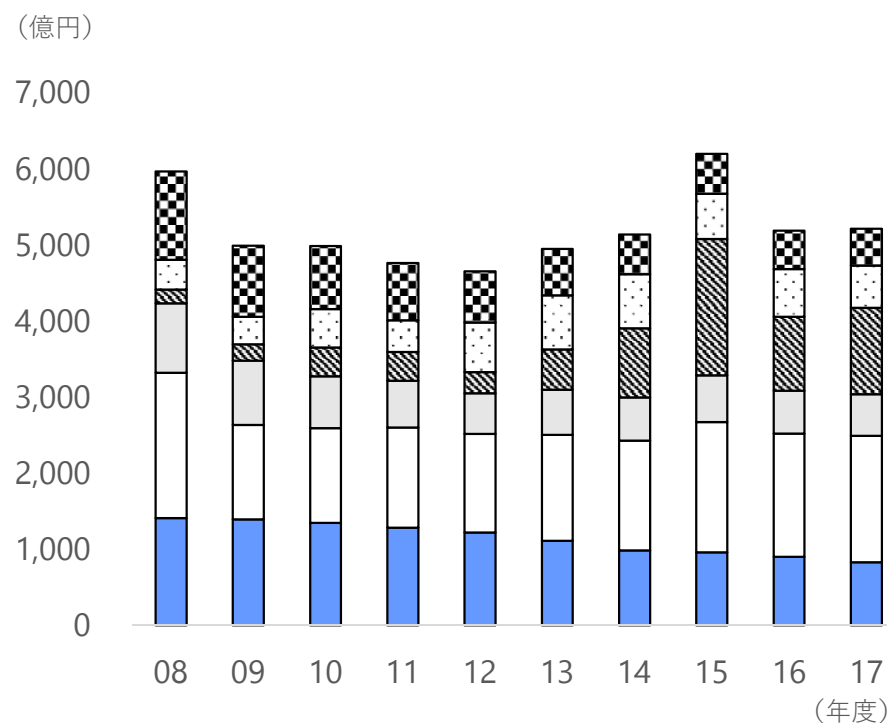
保険会社の資産運用の状況③

- 生命保険会社においては国内及び外国債券、損害保険会社においては国内及び外国株式が主な配当金等収入源となっている。

生保社の利息及び配当金等収入推移



損保社の利息及び配当金等収入推移



※その他：預貯金利息、貸出金利息、不動産賃貸料等

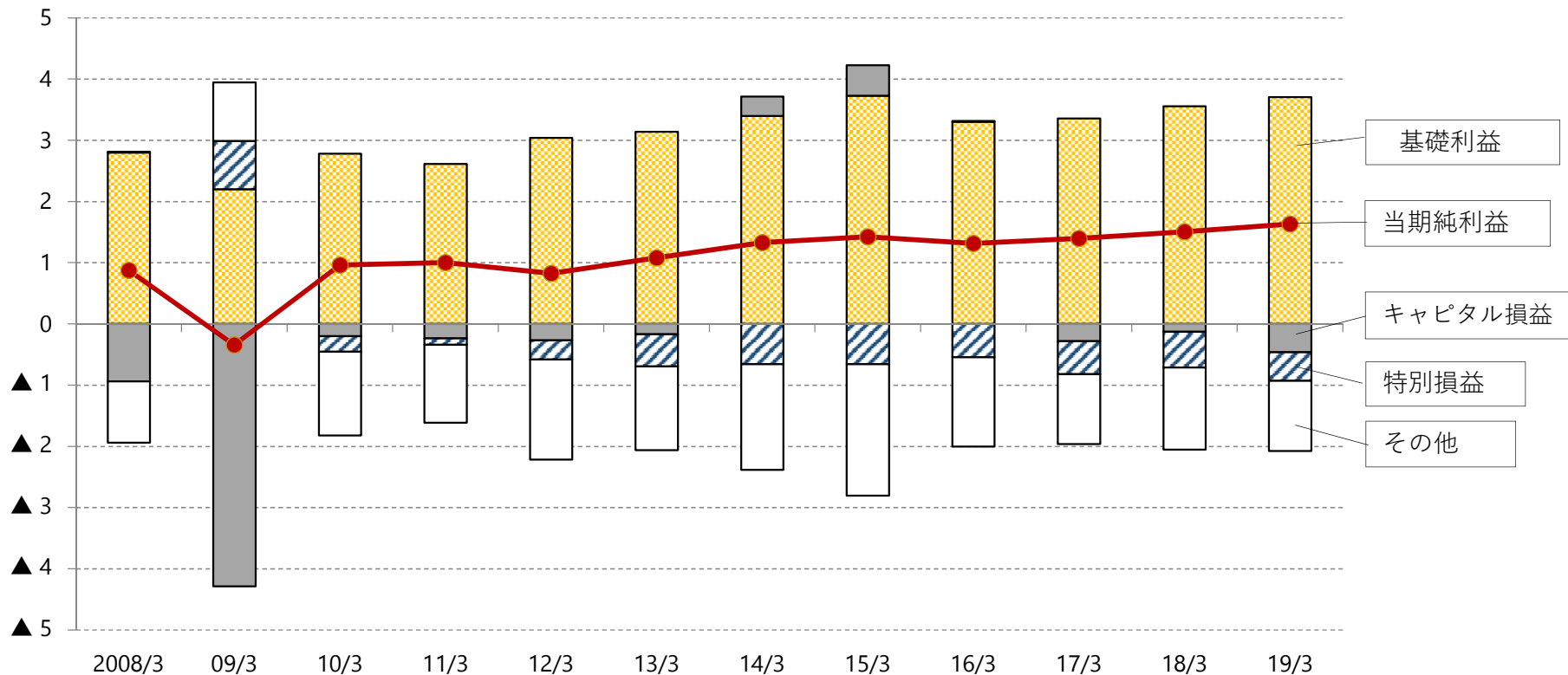
(資料) 金融庁

■ 国内債券 □ 国内株式 □ 外国債券
 ■ 外国株式 □ その他証券 ■ その他

保険会社の決算の状況（主要生命保険会社の損益の状況）

- 主要生命保険会社においては、死差益を中心とした基礎利益の計上により、安定的な当期純利益を確保している。（注）09/3期のキャピタル損益は、リーマンショックによる有価証券評価損の発生に伴うもの。

（兆円）

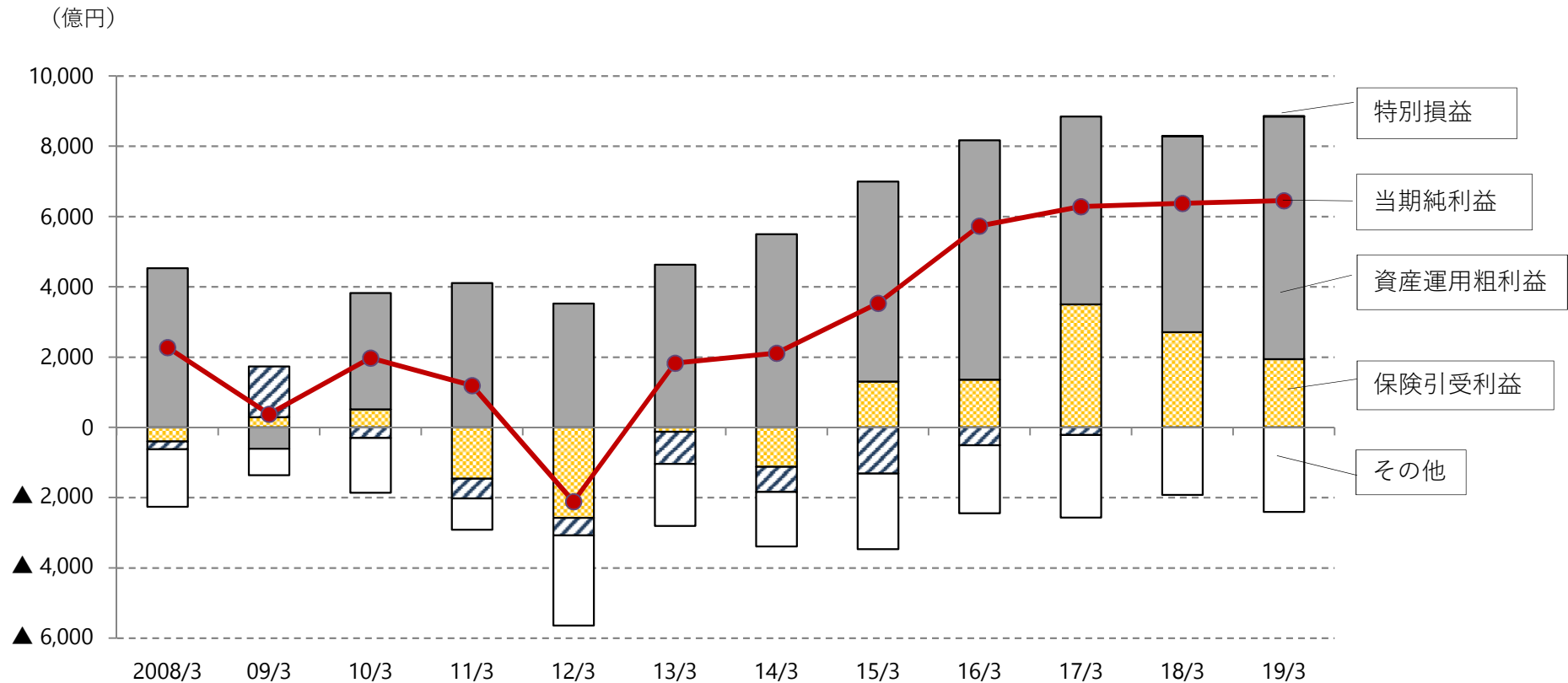


（注）日本生命、第一生命、明治安田生命、住友生命、太陽生命、大同生命、富国生命、大樹生命、朝日生命、ソニー生命、ジブラルタ生命、アクサ生命、アフラック生命、メットライフ生命、東京海上日動あんしん生命、第一フロンティア生命、三井住友海上プライマリー生命、プルデンシャル生命、かんぽ生命の19社を集計

（資料）金融庁

保険会社の決算の状況（主要損害保険会社の損益の状況）

- 主要損害保険会社においては、資産運用粗利益及び保険引受利益の計上により、当期純利益は増加傾向にある。（注）12/3期は、タイ洪水による保険金の増加や、法人税率引下げに伴う繰延税金資産取崩しが発生。

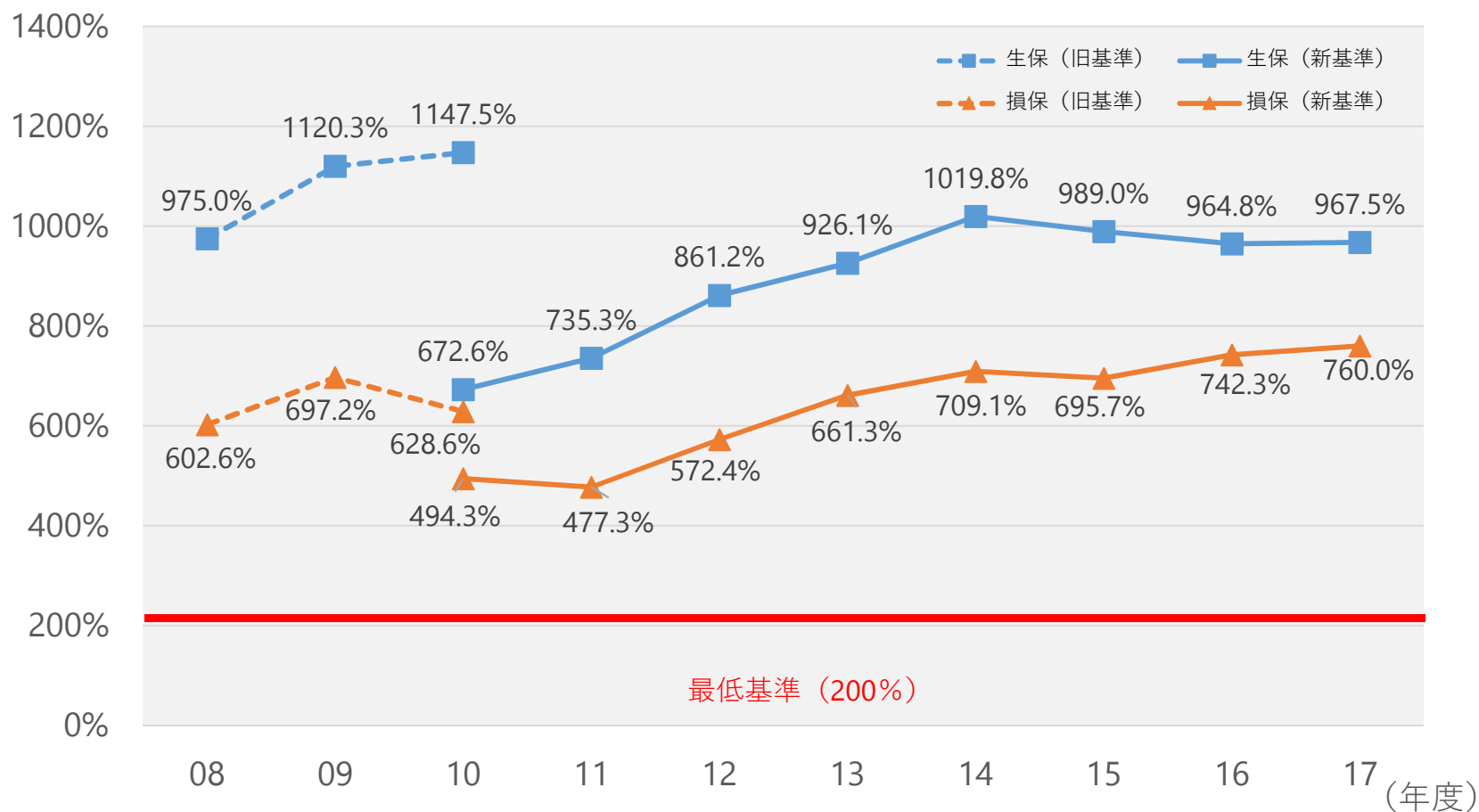


(注) 東京海上日動、三井住友海上、あいおいニッセイ同和、損保ジャパン日本興亜の大手4社(単体)を集計

(資料) 金融庁

ソルベンシー・マージン比率の推移

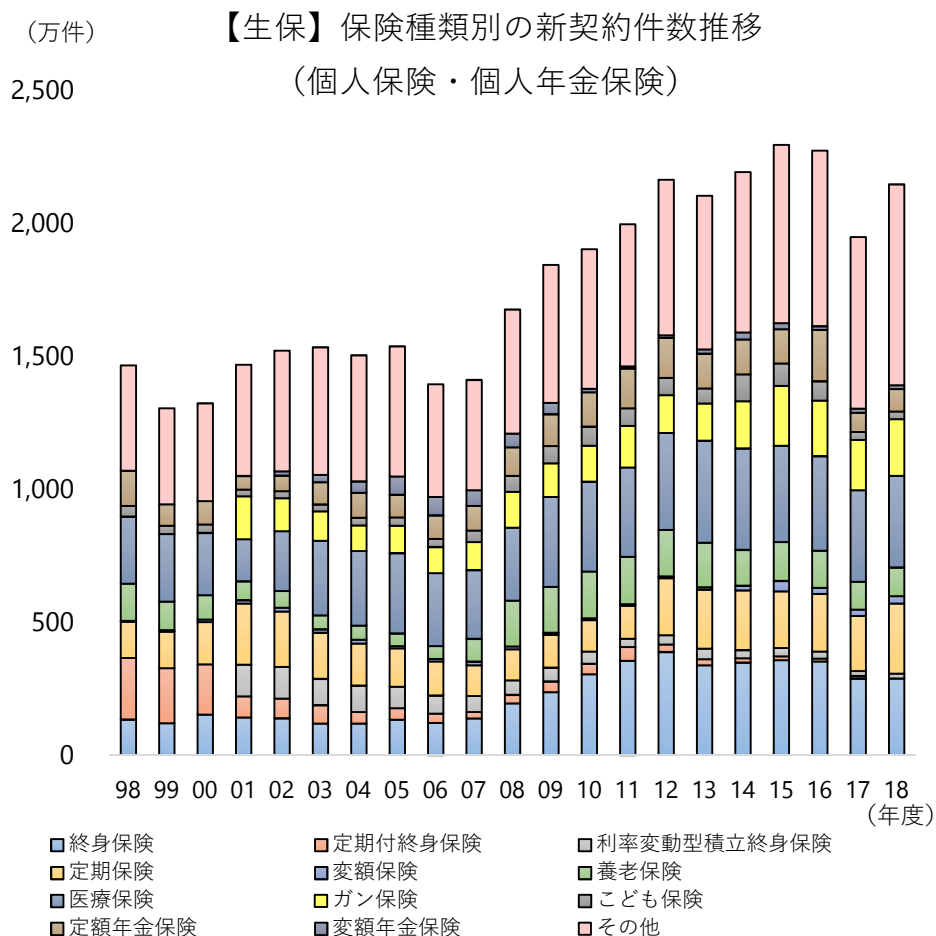
- 我が国の保険会社のソルベンシー・マージン比率（合計）は、短期的見直しによるリスク係数の引上げ等（2012年3月末施行）を反映して下落があったものの、早期是正措置の発動基準である200%は恒常的に大きく上回っている状況。



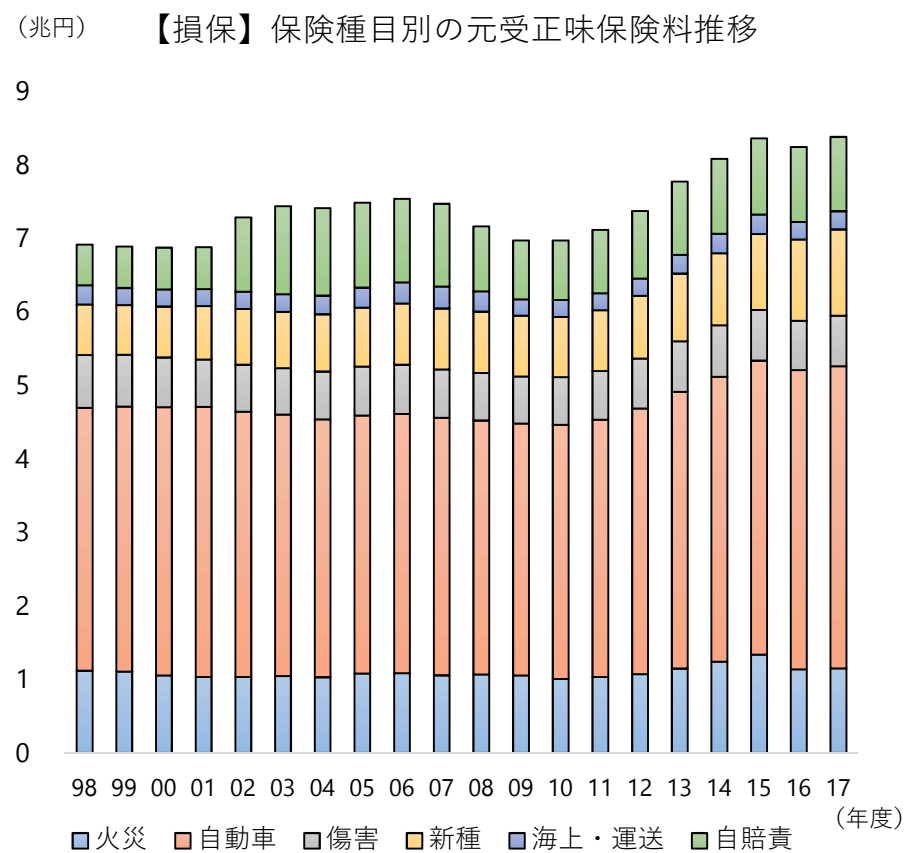
（資料）金融庁

保険商品の変遷

- 生命保険会社においては、終身保険が主力商品であることに変化はないが、近年は医療保険やがん保険のウェイトが大きくなっている。
- 損害保険会社においては、保険商品の構成は概ね安定的に推移してきている。



(資料) (一社)生命保険協会「生命保険事業概況」より金融庁作成



(資料) (一社)日本損害保険協会「保険種目別データ」より金融庁作成

保険会社における経済価値指標の活用状況

- 対象とした保険会社及び保険持株会社においては、経済価値ベースの指標（※1）を、連結・単体（※2）ともに内部管理において計測・活用しているケースが大半であった。
- 経済価値ベースの指標の開示については、一部における連結レベルでの開示のほか、単体レベルの開示を行っている例も見られた。

	生保	損保
経済価値ベースの指標を内部管理において計測・活用		
連結（グループ）	11/13	5/7
単体（社）	28/29	17/18
経済価値ベースの指標の水準、目標水準等を開示		
連結（グループ）	4/13	3/7
単体（社）	15/29	0/18

※1 ここでは、「経済価値ベースの指標」とは、ESR、EEV（European Embedded Value）、MCEV（Market Consistent Embedded Value）、その他経済価値ベースの考え方に即してリスク量、経済資本等を計測する指標一般を指す。

※2 連結ベースの総資産（2018年3月末）が、生保は5兆円以上、損保は1000億円以上の先（再保険会社除く）を対象とした。

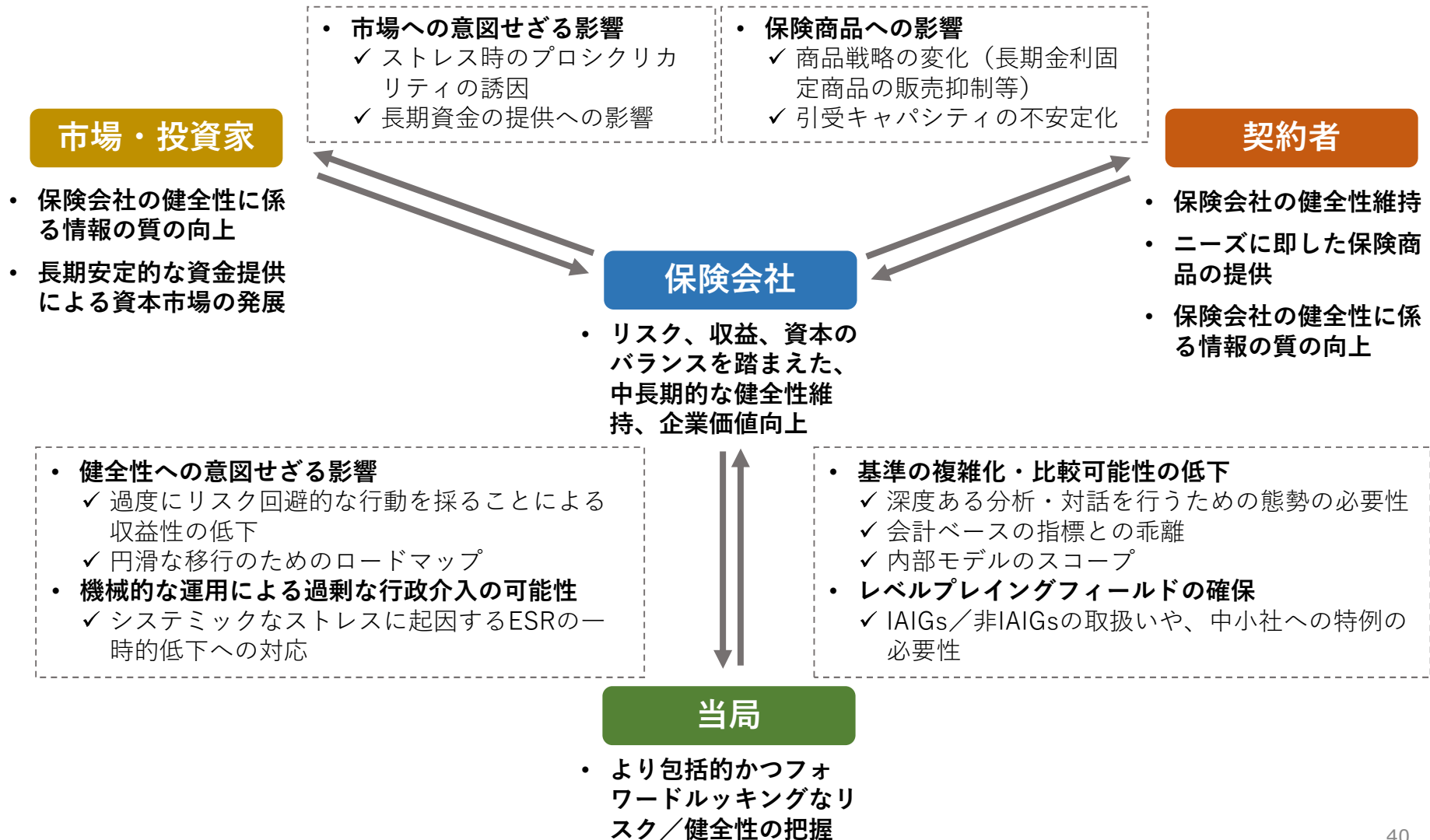
対象とした生保連結グループ（カッコ書きは対象とした単体）：日本郵政（かんぽ生命）、日本生命（日本生命、大樹生命、ニッセイ・ウェルス生命）、第一生命HD（第一生命、第一フロンティア生命、ネオファースト生命）、明治安田生命（明治安田生命、明治安田損害）、住友生命（住友生命、メディケア生命）、プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン（ジブラルタ生命、プルデンシャル生命、プルデンシャルジブラルタファイナンシャル生命）、T&D HD（太陽生命、大同生命、T & Dフィナンシャル生命）、ソニーフィナンシャルHD（ソニー生命、ソニー損害）、アフラック・ホールディングス・エルエルシー（アフラック生命）、メットライフ生命（メットライフ生命）、富国生命（富国生命、フコクしんらい生命）、アクサ・ホールディングス・ジャパン（アクサ生命、アクサダイレクト生命、アクサ損害）、朝日生命（朝日生命）

対象とした損保連結グループ（カッコ書きは対象とした単体）：東京海上HD（東京海上日動火災、日新火災、イーデザイン損害、東京海上日動あんしん生命）、MS&AD HD（三井住友海上火災、あいおいニッセイ同和損害、三井ダイレクト損害、au損害、三井住友海上あいおい生命、三井住友海上プライマリー生命）、SOMPO HD（損保ジャパン日本興亜、セゾン自動車火災、そんぼ24損害、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命）、AIGジャパンHD（AIG損害、アメリカンホーム医療・損害）、共栄火災（共栄火災）、楽天インシュアランスHD（楽天損害、楽天生命）、セコム損害（セコム損害）

4. 主要な論点

経済価値ベースの規制・監督枠組みの役割と検討すべき論点

- 経済価値ベースの規制・監督枠組みには様々な役割・意義が想定される一方、様々なステークホルダーとの関係で生じうる影響も考慮しつつ制度設計を行うことが重要。



本有識者会議での議論に当たっての基本的な着眼点（案）

- 本有識者会議での検討に当たっては、以下のような基本的な着眼点があり得るのではないか。
 - ✓ 経済価値ベース規制の導入は、保険会社や当局のみならず保険契約者や市場・投資家も含めたステークホルダーに対し、どのような便益をもたらすと考えられるか。
 - ✓ 規制の導入は、それぞれのステークホルダーに対し、どのような経路でどのような意図せざる影響をもたらし得ると考えられるか。
 - ✓ 便益及び意図せざる影響の双方に配慮したうえで、以下のような制度設計上の論点につき、どのような方向性が望ましいか。
 - ICS等も踏まえた国内規制の設計（適用範囲、国内の事情の反映、実務負荷への配慮等）
 - 当局による規制・監督枠組みにおける位置づけと運用
 - 規制上の内部モデルの取扱い
 - ESRの計算プロセス・検証態勢の確保
 - ✓ 経済価値ベースの規制への円滑な移行を確保するために必要な措置や今後のタイムラインは、どのようなものか。
- 上記のそれぞれにつき、どのように考えるか。また、これら以外に留意すべきハイレベルの着眼点はあるか。